

清水町内保育施設における警戒レベル発令時の対応ガイドライン

1 目 的

清水町の公立保育所等では、警戒レベル発令時に保育を必要とする児童がいるのであれば原則開所するという運用を行ってきたが、児童や職員の安全確保を図るため、警戒レベル発令時の統一的な基準を改める。

2 水害、土砂災害における防災情報（警戒レベル）発令時の対応基準

基 準	「特別警報」、「避難指示（緊急）」、「避難勧告」又は「避難準備・高齢者等避難開始」発令時等の対応
対象となる施設	町内全保育施設（小規模保育施設を含む）
運用期日	令和6年4月1日
対応方針の位置付け	災害発生時の臨時休園等の措置を明示 （意思決定は、原則、保育実施主体である町）
概 要	・「特別警報」、「避難指示（緊急）」、「避難勧告」又は「避難準備・高齢者等避難開始」発令時には、休園（登園後であれば降園）を基本とする。 ・各種警報（大雨・洪水等）についても、警報の状況、園周辺の情報や保育士等の状況により、町（こども未来課）と協議した上で、休園・降園措置をとることとする。 ・施設が被災の可能性がある場合には、職員の出勤も不要

3 対応方法について【別紙のとおり】

台風の対応として、予め、台風の規模や進路状況により、当町に甚大な被害をもたらすことが予想される場合には、児童・職員の安全確保を図るため、こども未来課と協議の上、翌日の保育について休園措置をとることとする。

4 保護者への周知等

- (1) 町は、ホームページ等で本ガイドラインについて周知を行う。
- (2) 保育施設は、重要事項説明書及び保護者通知等で周知を行う。
- (3) 保育施設は、緊急時の避難場所や避難経路、避難時の児童の引渡し方法等を予め定めておき、保護者への周知及び職員間の情報共有を図るものとする。

5 災害発生時の連絡方法

休園・降園措置に伴う保護者への情報伝達については、全て、各施設からのメール配信により行うものとする。

【別紙】 各種警報については、自動的に休園の措置とはなりません。警報の状況、園周辺の状況や保育士等の状況により、こども未来課と協議の上、休園・降園措置をとることとする。

開 園 前 6:00 時点	警戒レベル	避難情報等	原 則	対応をとるべき 保育施設	保育施設の対応
	5	災害発生情報	休 園・閉 鎖		・発令時間問わず、終日休園
	4	避難指示（緊急） 避難勧告	休 園・閉 鎖	発令対象地区の 保育施設 (町HP参照)	・休園 閉鎖
	3	避難準備・ 高齢者等避難開始			
	2・1		開 園		・当該日は開園 ・避難に備え避難行動の確認

開 園 後	5	災害発生情報	降 園・閉 鎖 (※ ₃)		
	4	避難指示（緊急） 避難勧告	降 園 (※ ₂ 、※ ₃)	発令対象地区の 保育施設 (町HP参照)	・降園を基本とする。
	3	避難準備 高齢者等避難開始	降 園 (※ ₁ 、※ ₃)		・こども未来課へ連絡のうえでの降園 を基本とする。
	2・1		開 園		・当該日は開園 ・避難に備え避難行動の確認

※₁ 今後の気象情報、被災状況、周辺の道路状況等、各園の個別事情により児童にとって一番安全な方策を考慮し、運営が困難と判断した場合は、こども未来課に連絡の上、降園の措置をとる。

※₂ 原則、全ての児童の引渡しが終了するまで各施設が責任をもって対応する。

※₃ しいの木保育園及び南保育所については、園周辺の状況により緊急を要する場合、避難場所への誘導を最優先し、避難場所で保護者への引渡しを行う。（施設職員が随行し、全ての児童の引渡しが終了するまで責任をもって対応する。）